### 4 児童の健康について

#### 1 治療をおすすめします

就学時健康診断の結果、治療や検査を勧められたお子様は、ぜひ入学前に受診を受けてください。

#### 2 お知らせください

- (1) かかりつけの医師より指示を受けている場合
  - (1) 心臓病、腎臓病、てんかん、ぜんそく、その他
  - ② アレルギー体質 (使うことができない薬、食べることができない食品、触れることができないものなど)
  - ③ 制限をうけていること(泳ぐ,走るなどの運動面)

#### (2) 欠席する場合

- (I) 朝のうちに必ず連絡してください。 (欠席・遅刻連絡フォーム, 電話, 連絡帳等)
- ② 翌日欠席する場合も、その都度連絡願います。

#### (3) 保護者の連絡先

学校でけがをしたり体調が悪くなったりして、早退や病院の受診が必要と判断した場合は、保護者の方にお迎えをお願いしています。確実に連絡のとれるところをお知らせください。 (事前にお知らせいただくことがある場合は御相談ください。)

#### 3 学校感染症について

医師より学校感染症(新型コロナ感染症,インフルエンザ,流行性耳下腺炎,水痘など)と 診断されましたら、すぐに学校へ連絡してください。感染拡大を防ぐために「出席停止」となります(欠席扱いになりません)。出席停止基準については別紙様式を参照願います。(手続きの書類は、しおりのコピー、学校HPからダウンロード可)

#### 4 けがと給付金について

(1) 学校管理下内のけが(登校から下校まで)

独立行政法人日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」

(2) 学校管理下外のけが(下校後や休日など)

#### 宮城県PTA安全互助事業「保険制度」※登下校時も対象

※ (1)・(2)は、毎年全児童の加入をお願いしています。

詳細な内容と掛け金については、4月のPTA総会時にお知らせいたします。お子様が万が一けがをされて受診した場合は、担任か養護教諭にご連絡ください。

#### 「入学の心得」とあわせてお読みいただき、

4月からの学校生活に備えて多薪さい。





岩沼市立岩沼小学校長

## 感染症による出席停止の措置について

学校保健安全法第 | 9条にもとづき、他児童への感染を防ぐためお子さんの出席を停止いたします。 なお、出席停止期間中は欠席になりません。

つきましては、趣旨をご理解の上、お子さんの健康に一層ご留意されますようお願い申し上げます。

#### I 出席停止になる感染症の種類と出席停止の期間 (学校保健安全法施行規則第19条)

1 4	・	子仪休健女主法他们规则第 19 余)				
種 類	病名	症状および出席停止期間の基準				
第Ⅰ種	エボラ出血熱 ペスト ラッサ熱 など	治癒するまで				
	インフルエンザ	発症した後(発熱の翌日を   日目として)5日を				
	(※特定鳥インフルエンザ及び新型インフル	経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで				
	エンザ等感染症を除く)	※別様式「インフルエンザ用出席停止用紙」を提出願います。				
第2種	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適切な抗菌薬				
	日口沒	療法が終了するまで				
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで				
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を				
	(おたふくかぜ)	経過し、かつ、全身状態が良好になるまで				
	風疹	発疹が消えるまで				
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで				
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状がなくなった後、2日を経過するまで				
	新型コロナウイルス感染症	発症した後(症状が出現した日の翌日を1日目として)5日				
	病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月	を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで				
	に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を	※医師による「出席停止にかかる感染症の治癒(軽快)証明書の提				
	有することが荒屋に報告されたものに限る)	出は必要ありません。				
	結核および髄膜炎菌性髄膜炎	症状により、医師において感染のおそれがないと認めるまで				
	腸管出血性大腸菌感染症					
	流行性角結膜炎	症状により、医師において感染のおそれがないと認めるまで				
	急性出血性結膜炎					
	コレラ 細菌性赤痢 腸チフス パラチフス					
第3種	その他の感染症(					
	※必要があれば出席停止の措置を講ずることができる感染					
	症で、医師の指示が必要となります。					
	第3種感染症として扱う場合もあるので、医師から感染防					
	止の指示があった場合などは、学校へご相談ください。					
-		<del>-</del>				

- 2 ご家庭では次の点に十分なご配慮をお願いします。
  - ・医師の指示のもとに安静に生活し、友人との接触は避けてください。必ず医師の許可がおりてから登校願います。
  - ・出席停止にかかる書類については、ご家庭で用紙をダウンロードするか、保護者様が学校に受け取りに来てください。友人に届けてもらうことはしません。(きょうだいの場合は、お渡しすることも可能です。)
  - ・お子さんが登校する際には、裏面の治癒証明書をご提出ください。診断書ではないのでご留意願います。

# 出席停止にかかる感染症の治癒(軽快)証明書

	学	校	名	:	岩沼市	拉	岩沼	小学	校		
	学年	•	組	:	第		学年_		組		
	児	童	名	:						<u>さん</u>	
	病		名	:							
	診断	(発病)	年月日	:			年		月	目	
上部	2治療 <i>0</i>	)結果治	逾軽快	l,		月_		_日	(	)より登	校してもよいことを
認めま	きす。										
									年	月	B
医療機関名											
						医	師	2	i		

岩沼市立岩沼小学校長殿

岩沼市学校保健会